

熊本市企業立地促進条例の一部改正について

熊本市企業立地促進条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市企業立地促進条例の一部を改正する条例

熊本市企業立地促進条例(平成10年条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 対象業種等 本市における企業の立地促進に係る奨励措置の対象として適当な業種又は事業として規則で定めるものをいう。
- (2) 対象施設 対象業種等の用に供する施設及びその附帯施設であつて、規則で定めるものをいう。
- (3) 対象事業者 対象施設の立地(新設、増設等であつて規則で定めるものをいう。)をし、又はしようとする法人その他規則で定める者をいう。

第3条第1項中「指定事業者」を「対象事業者」に改め、同条第2項中「本市に事業所を設置し、又は設置しようとする者」を「対象事業者」に改め、同項第1号及び第2号中「事業所を設置する」を「対象施設の立地の」に改め、同項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(補助金の種類等)

第4条 前条第1項の補助金(以下「補助金」という。)の種類及びその内容は、次表のとおりとする。

種類	内容
----	----

用地取得等補助金	対象事業者が本市において対象施設の立地に必要な用地の取得等をする場合において、その費用の一部を補助するもの
設備投資補助金	対象事業者が事業の拡大、生産性の向上等のための設備投資を行う場合において、その費用の一部を補助するもの
雇用促進補助金	対象事業者が対象施設の立地に伴い新たな雇用の創出、雇用の質の向上等を図る場合において、その費用の一部を補助するもの
立地支援特別補助金	第1条に規定する目的を達成するため、対象事業者が規則で定める事業等に係る費用を支出した場合において、その費用の一部を補助するもの

2 補助金の交付に係る対象、要件、算定方法及び限度額は、規則で定める。

(指定の申請)

第5条 対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該補助金の交付に係る対象施設につき、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする対象事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

第6条第1項中「前条の規定による」を「前条第2項の」に、「合致している」を「合致し、かつ、規則で定める指定の要件に該当する」に改める。

第7条の見出しを「(変更の手続)」に改め、同条中「指定事業者」を「前条第1項の指定を受けた対象事業者(以下「指定事業者」という。)」に、「第5条」を「第5条第2項」に改める。

第8条各号を次のように改める。

- (1) 補助金の交付の指定の要件又は交付の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 補助金の交付の指定又は交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の指定又は交付の決定を受けたとき。
- (5) 指定の日後3年以内に第6条第1項の指定を受けた対象施設(以下「指定対象施設」という。)の継続的な使用を開始しないとき。
- (6) 指定対象施設をその継続的な使用を開始した日から起算して5年以内に休止

し、又は廃止したとき。

(7) 指定対象施設を当該指定に係る対象業種等以外の用途に供したとき。

(8) 市税を滞納したとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従わないとき。

第9条の見出しを「(操業開始の報告)」に改める。

第10条の見出しを「(補助金の交付申請)」に改める。

第12条中「報告及び」を「報告若しくは」に、「立ち入り調査をする」を「調査する」に改める。

別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に補助金の交付の指定の申請がされる補助金の交付について適用し、同日前に補助金の交付の指定の申請がされた補助金の交付については、なお従前の例による。

(提出理由)

補助金の対象事業者、種類等の見直しを行う等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。